

## 令和6年第1回（1月）粕屋町議会臨時会会議録（目次）

### 第1号 1月26日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	6
・行政報告	6
・議案等の上程（議案第1号～第2号）	13
・議案等に対する質疑	14
・議案等の委員会付託	15
・委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	16
議案第1号 粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	16
議案第2号 令和5年度 粕屋町一般会計補正予算について	17
・閉 会	20

令和6年第1回（1月）

粕屋町議会臨時会

令和6年1月26日（金）

# 令和6年第1回（1月）粕屋町議会臨時会会議録（第1号）

令和6年1月26日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 行政報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 議案等の委員会付託
- 第7. 委員長報告
- 第8. 委員長報告に対する質疑
- 第9. 討論
- 第10. 採決

## 2. 出席議員（15名）

1番 古家昌和	10番 田川正治
2番 田代勘	11番 福永善之
3番 杉野公彦	12番 久我純治
4番 宮崎広子	13番 本田芳枝
5番 末若憲治	14番 山脇秀隆
7番 案浦兼敏	15番 安藤和寿
8番 鞭馬直澄	16番 小池弘基
9番 川口晃	

## 3. 欠席議員（1名）

6番 井上正宏

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川真美

議会事務局係長 松永泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（12名）

町長	箱田 彰	副町長	池見 雅彦
教育長	西村 久朝	総務部長	古賀 博文
住民福祉部長	神近 秀敏	都市政策部長	新宅 信久
教育委員会次長	堺 哲弘	総務課長	豊福 健司
経営政策課長	吉田 勉	協働のまちづくり課長	高榎 元
総合窓口課長	大内田 亜紀	介護福祉課長	古賀 みづほ

(開会 午前9時30分)

**◎議長（小池弘基君）**

改めまして、おはようございます。

本年、最初の会議であります。令和6年1月1日に、最大震度7という能登半島地震に見舞われまして、亡くなられました方々に衷心からお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々にお見舞いを申し上げます。被災地の皆さまの安全と、1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、本日の臨時会ですが、専決処分報告1件と手数料徴収条例の改正、また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係の予算についてです。委員会での慎重な審査をお願いいたします。間もなく議事に入りますが、今臨時会は、執行部特別職のほか、各部長級、議案関連課長の出席をお願いしております。

ただ今の出席議員数は、15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和6年第1回粕屋町議会臨時会を開催いたします。なお、本日、6番、井上正宏議員から欠席届が提出されております。

初めに、今年1月1日より、粕屋町に新しい副町長が就任されました。就任後、初めての議会でありますので、池見雅彦副町長より、御挨拶をお願いいたします。

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

池見でございます。粕屋町議会の皆さまにおかれましては、昨年12月の本議会におきまして、私の就任議案に御賛同いただき、誠にありがとうございました。本年1月より、副町長として勤務をさせていただいておりますが、このふるさと粕屋をよりよくしたいという気持ちを強く持って、箱田町長の下、誠心誠意、取組を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

池見副町長におかれましては、何かと不慣れな点が多いかと思っておりますけども、1日も早く、粕屋町の行政の仕事に慣れまして、遺憾なく実力を発揮していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第1.「会議録署名議員の指名」をいたします。

今臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において12番、久我純治議員及び14番、山脇秀隆議員を指名いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第2.「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第3.「行政報告」を行います。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

**◎町長（箱田 彰君）**

おはようございます。

本日、令和6年第1回粕屋町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜り、感謝を申し上げます。

まずは、新年の幕開けと同時に、北陸、能登半島で発生した大地震により犠牲となられた300名近くの方々に、心からお悔やみを申し上げ、御冥福をお祈りしますとともに、被災された多くの方々にお見舞いを申し上げます。

粕屋町としましては、1月5日に庁舎窓口に義援金箱を設置し、職員2名が被災地に向けて、飲料水やおむつ、粉ミルクなどの支援物資をトラックに満載し出発しました。17日には、2次避難をされる方々を受け入れるための町営住宅の提供や、介護や保健サービス支援、そして、子どもたちの受け入れなどの支援を開始いたしました。今後、長期にわたると思われませんが、1日も早い復興に向けて、国全体で息の長い温かい支援を行わなければならないと思いを。

**◎町長（箱田 彰君）**

それでは、「行政報告」を行います。

報告第1号「専決処分の報告について」でございます。

町営住宅家賃の滞納者について、民事訴訟法第275条の規定による訴え提起前の和解を簡易裁判所に申し立てたもので、当事案は、町長の専決処分事項に関する条例において指定された事項でございますので、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年1月9日に専決処分をいたしました。よって、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。なお、詳細につきましては、所管のほうから説明を行います。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

それでは、説明をさせていただきます。

資料に沿って説明させていただきます。3ページをお願いいたします。専決処分の報告についてです。訴え提起前の和解（即決和解）及び和解内容について。

まず、1番の相手方でございますが、粕屋町在住の町営住宅居住者です。

2番の滞納額です。これは昨年の12月31日時点になりますが、53万2,800円。

3番の入居開始ですが、入居されたのは平成29年の11月になっております。

4番の滞納状況です。これも昨年の12月31日時点ですが、令和2年度は2か月分、令和3年度は8か月分、令和4年度が12か月分、令和5年度は9か月分で、未払い月数を合計いたしますと31か月分となります。

5番の本件概要と専決処分の経緯でございます。粕屋町が管理する町営住宅の入居者が、これまで、町営住宅家賃を滞納し、粕屋町からの再三にわたる督促等に対し、納付がございませんでした。しかしこの度、改めて弁護士による催告を行ったところ、相手方から分割払いでの和解提案がございました。そのため、町は債権の円滑な回収を図る目的から、和解に応じ、相手方との合意内容の調整の上、簡易裁判所に「訴え提起前の和解」の申立てを行いまして、裁判所の関与の下で和解をしようとするものでございます。このような訴訟手続は「即決和解」とも呼ばれておりまして、民事訴訟法第275条の規定により定められております。簡易裁判所への即決和解の申立てに際し、議会の議決が必要なため、専決処分を行ったものでございます。

4ページをお願いします。こちらの一番上の四角の中に、即決和解の内容を載せております。即決和解とは、当事者間の法的な紛争について、合意に達する見込みのあるとき、簡易裁判所に対して、請求の趣旨、原因、争いの実情を示して申立てを行い、簡易裁判所の仲介によって和解を成立させる手続きのことでございます。民事訴訟法の第275条の第1項でございます。

では、続きまして6番のところに参ります。本件の即決和解の流れについて、フロー図にしておりますので御覧ください。この黒い矢印で書いている流れが、現在進めている即決和解の流れとなります。一番上のところですが、まず滞納が発生しまして、それから、その後①に書いてますが、担当課よりは継続して督促ですとか催告、そういったことを継続して行っております。それでも支払いの不履行が続いておりましたので、弁護士のほうに委託をしまして、弁護士より受任通知兼催告書

というのを送付しております。それを送付した後、矢印の左側になりますが、③の相手方より和解の提案がございました。居住の継続、それから訴訟の回避の意思表示、そして、分割払いの提案もあっております。その後ですが、そういう提案がございましたので、納付相談ということで、債務残高ですとか、支払い方法等の協議を行っております。その後、④の右側になりますが、和解条項案を作りましたり、必要書類等の作成を弁護士のほうで行っております。

その次が議会の議決ということで、ここが専決処分に当たりますが、次に、裁判所のほうに即決和解の申立てをするに当たります。先にこの議会の議決が必要ということで、ここで専決処分を行っております。これが終わりましたら、即決和解の申立てを簡易裁判所に行いました。その下が色の付いているところですがけれども、和解期日ということになります。この日に、双方が出頭しましたら、黒い矢印のところですがけれども、その後で和解が成立いたします。和解が成立しましたら、和解調書送達というのがございまして、ここ※印が付いてまして下のほうに※印の説明をしております。和解が成立すると、和解調書が作成をされます。この和解調書の記載は、確定判決と同一の効果があるというふうになっておりまして、これは民事訴訟法の267条に載っております。ここまで、スムーズにいきましたら、最終的には、滞納の解消。滞納の解消は分割ですので、少しずつの解消にはなりますが、滞納の解消、そして、相手方にとっては、居住の継続ということになります。

そして、もう一つ、ちょっと戻っていただきまして、色の付いてるところの和解期日のところに、もう一度戻っていただきまして、今度は和解期日の当日に、左側になります白い矢印のところですが、滞納者が、もし、欠席をなさったらということです。欠席をされたら和解が不成立ということになります。それで、一旦取下げということにはなりません。この後がどうなるかということなんです。粕屋町営住宅家賃滞納整理事務処理要綱というのがございまして、その第8条第3項によりまして、自主退去の通知を行うことになります。そして、それでも退去の勧告にも応じないということがありましたら、同条の第4項によりまして、今度は訴訟の手続きということに移ってまいります。

それからもう一つ、先ほど色を付けてます和解期日のとこに戻っていただきまして、これが、また黒い線に行ってもらいまして、双方出頭して和解が成立して、和解調書まで終わります。実際にそのお約束に基づいてやっている間に、右側の白い矢印のところになりますけれども、もし、途中で和解条項の不履行ということがございましたら、これは、次は強制執行ということになっております。これも先ほどの同じ要綱の第8条の第5項により、強制執行ということになります。というのが流れです。今、一応は今のところ、この黒い矢印の線に向かって、流れを進めて



いる状況でございます。

最後に5ページをお願いいたします。7の和解内容です。(1)相手方は町に対し、本件賃貸借契約に基づく未払い賃料の支払い義務があることを認める。(2)相手方は前項の金員を町の指定する方法で支払う。今決めてますのは、月額が1万5,000円、これは2年11か月ぐらいの間となります。それと、支払いの最終月には、残りの7,800円をお支払いいただくということになってます。それから(3)です。相手方は分割払いを3回以上怠ったときは、当然に前項の期限の利益を喪失し、相手方は町に対し、第1項の金員から既払額を控除した残金並びにこれに対する期限の利益損失の日の翌日から支払い済みまで年3%の割合による遅延損害金を支払うということになっております。それから(4)相手方は町に対し、滞納分の分割金の支払いとは別途、粕屋町営住宅条例の定める基準に従い、通常の毎月の家賃を支払い日まで支払うということになります。それから(5)です。第3項により期限の利益を損失したとき、又は前項の当月分の賃料について支払いを怠りその額が3か月に達したときは、町は何らの催告を要せず本件賃貸借契約を解除することができる。(6)前項により解除の意思表示があったときは、相手方は町に対し、本件建物を原状回復の上、すみやかに明け渡す。(7)本件賃貸借契約に関し、和解条項に記載なき事項は、粕屋町営住宅条例に定めるところによることを確認する。(8)和解費用は各自の負担とする。ということで、和解の内容を決めております。

以上で報告第1号の説明を終わります。

#### ◎議長（小池弘基君）

報告第1号に対する質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

山脇議員。

#### ◎14番（山脇秀隆君）

滞納のこうした督促によって、法廷で調停するというような流れが、何回かこれまでにあったということを記憶しております。これを防ぐために、平成24年ですか、年度は分かりませんが、法律が変わって、この方がそれに当たるかどうか分からないですけど、生活保護世帯の場合は、代理納付ができると。要するに、居住者の意思とか関係なく、生活保護費から家賃を徴収できるというようなものができたというふうに思ってますので、その制度がうちはあるのか。こういうことを、防ぐっていうのは大事だと思いますんで、この方が、まず、生活保護世帯であるのか。また、生活保護世帯じゃないからこういう状況になったってことなのか。そしてもう1点は、そういう制度が町として取り入れてあるか。この3点について

お伺いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

まず1点目、生活保護世帯ではございません。それと、今言われた生活保護の費用からお支払いいただくということは取り入れております。

◎議長（小池弘基君）

次、本田議員。

質疑あるんでしょう、本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

経過は大体分かりましたけれども、その経過に至る前のことでちょっと説明をお願いしたいと思います。納付請求を町のほうから再三にわたって督促をされたということですが、納付がなかったと。その後、弁護士による催告を行ったというふうに書いてありますが、このような方以外にも、現在滞納されておられる方があるんじゃないかなと。今回その催告をされるその経緯っていうか、その事情っていうのは個人情報があるので、完全に報告いただくわけにはいかないと思いますけれども、なぜ催告をされたのかがちょっとよく分からないんです。規定があると思うんですね。その規定に当てはまったので催告ということになったのか、その辺の流れをちょっと説明できる範囲でお願いできますか。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

催告書自体は、督促状と別にほかにも送っている方がいらっしゃるんですよ。それぞれいろいろ納付の滞納なさってる方にも背景があるんですけれども、滞納があっても少しずつでも支払ってらっしゃる方もいらっしゃるということと、あとはそうですね、金額ですとか、いろいろお支払いが厳しい条件等がクリアできそうな方というんでしょうか。というところで今回、こういう形にしております。

◎議長（小池弘基君）

よろしいですか、本田議員。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

1点ちょっと質問です。賃貸契約の場合、通常、連帯保証人さん、若しくは緊急連絡先というものを取られてるんじゃないかと思いますが、その方とのやりとりと

というのが全く出てきてなかったと思うんですが、その辺りの経緯を教えてください。通常であれば、民間であれば、大体もう3か月滞納すると基本的には退去していただくという話になってくるんですが、今回、31か月という非常に長い期間です。その辺りどうなっているのかというのがちょっと1点と、あとは、民間で家賃の保証会社というのを入居のときに条件として付けて、御入居いただいているということがほとんど。私もその仕事に携わっているんで、そういう形での賃貸契約やっていますが、町ではそういうものを今現在導入されてあるのか、それか今後しようという考えがあるのか、ちょっとその辺りお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

なかなかそこは難しいところですが、今のところその連帯保証会社っていうところの契約みたいなのはございません。それとかなり長い時間になっているんですが、もともと公営住宅法の目的のところにあります、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸して、国民生活の安全と社会福祉の増進に寄与するという目的のところと、やはりお支払いいただかないといけないという義務のところと、こちらもいろいろこう、背景のところとかを見ながら進めていっているような状況でございます。少し長くはなっているんですけども、なかなかこう、住む住居ですので、そこが退去っていうのが即座にはできないようなところもございます。

**◎議長（小池弘基君）**

古家議員。

**◎1番（古家昌和君）**

すみません、先ほど御質問した連帯保証人とのやりとりの経緯。連帯保証人いたのかどうかちょっと分からないんですが、いらっしゃればその辺りの経緯も教えてくださいいただければと思います。それとちょっと今、ごめんなさい、もう1点ちょっと聞きたいことが出てきました。通常、火災保険とかに御加入いただくと思うんですね、事故を起こしたときのための補償と。そういったのを、町営住宅の場合、義務付けているのか。加入をですね。もし、義務付けてるのであれば、この家賃のほかに、この火災保険、これ入っていただかないともし事故を起こしたときには全部町が見ないといけないという形になってしまうんじゃないかと思うので、その辺りもちょっと1回精査していただいて、御本人さんと話したほうがいいのかという気はしたんですが、すみません。それがもし分かればお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

すみません。その火災保険の部分ですとか、ちょっと細かいところが把握してない部分がありまして、後ほど報告させていただきます。

**◎議長（小池弘基君）**

よろしいですか。連帯保証人の関係は。

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

すみません。そこも含めまして、一緒に報告させていただきます。

**◎議長（小池弘基君）**

古家議員、よろしいですか。

ほかに何か質疑はありませんでしょうか。

末若議員。

**◎5番（末若憲治君）**

和解をするということで、合意に達する見込みがあるということは支払い能力があるということになると思うんですけど、だったら今まで払えたんじゃないかっと思うんで。そこをもう少し弁護士からの通知とかもいろいろ行ったということだったんですけど、ここに至るまでの経緯を、もう少しこう話せる範囲を話していただけると、これから、今の家賃プラス滞納金を払うってことは、今まで払えなかったものが払えるというふうな判断に至る経緯がちょっと見えないので。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

支払いができるっていうところでは、その収入の部分での御本人さんの変化があったというんでしょうか、払えるようになったというところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

よろしいですか。

末若議員。

**◎5番（末若憲治君）**

では、約4年近くですかね、そこから今の現状で、仕事内容だったりとかの部分で収入等に変化があったということですかね。ここに至るまで、例えば、今日に至るまでにもう少しこう何かできることがなかったのかなというふうに思うんですけど。そこら辺も、弁護士からの通知がどういったものだったのか、なんかもう少しこのやりとりが見えるとありがたいんですけど。そこでまだ話せることがあったらお願いしたいんですけど。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎健康づくり課長（古賀みづほ君）**

いつも通知をするときには、とにかく御相談に来てほしいというところで通知をしてるんですけども、相談自体がなかなかなかったりコンタクトがとれなかったりということがありました。ただ、そうですね、もう少し細かいアプローチができていれば、もう少し早く、いろんな方法ができたかなということは感じます。例えば、理由によってはファイナンシャルプランナーを御紹介したりですとか、そういったことも今後、もう少し小まめにやれたらというふうには思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

いいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これで報告第1号の質疑を終了いたします。

本件は、議会の委任による専決処分のため、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第4、「議案等の上程」を行います。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

**◎町長（箱田 彰君）**

本日の臨時会に町から提案いたします議案は、条例の改正が1件、令和5年度補正予算が1件、以上2件でございます。

それでは、議案の上程並びに提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍謄本等の広域交付及び戸籍電子証明書提供用識別符合の発行事務が追加されることから、これに係る手数料について所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第2号は、「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回の補正予算は、令和5年11月に創設された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金において、交付限度額が示されたことに伴い、本交付金を活用して実施す

る住民税均等割のみ課税世帯に対する給付及び低所得者の子育て世代への加算給付に関する事業費などを計上しております。今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4,358万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を225億4,973万円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を1億4,358万7,000円、寄附金を2億円増額するものです。一方、歳出の主なものといたしましては、ふるさと納税事業費を5,000万円、ふるさとづくり基金積立金を1億5,000万円、価格高騰緊急支援給付金給付事業費を1億4,080万6,000円増額するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

日程第5。「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

今、町長の説明の中で、国の交付金の決定はされて、その額に基づいているいろいろな事業を行っていくというのに補正を組むということだったと思うんですよ。この国の決定額というのは、今、それぞれ市町村ごとに対して、2,250億円支給されたということになってるんですが、私が見る限りでは。都道府県に2,750億円で、5,000億円が今度の交付推奨メニューということになると思いますが、これとの関係で今報告されたのは、粕屋町にどれだけの金額が交付されたのかということについて説明を。

**◎議長（小池弘基君）**

吉田経営政策課長。

**◎経営政策課長（吉田 勉君）**

すみません、交付限度額についてですかね。この後、委員会でも詳しく説明をさせていただこうと思うんですが、推奨事業メニュー分は11月の末ぐらいに、交付限度額が示されております。で、もう一つ、給付金のほうの交付限度額についても示されておりますが、こちらのほうはもう10分の10ということで、予算的にはそのまま事業費、歳出と同額の交付限度額示されておりますが、歳出増額の歳入予算を計上させていただいております。

**◎議長（小池弘基君）**

よろしいですか、田川議員。

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

そして、ちょっと関連するんですけど、今度の予算で出されてる推奨メニューの中に、9月補正の分とそして、そのほかの今回の物価高騰の分が二つ出されてるんですよね。この分が、278万1,000円なんですけど、これとの関係はどういうふうになるんですかね。これと国が示した2,250億円の関係はない。で、今までの調整できた分をこれで使ってるということなんですか、ちょっとその辺りがちょっと理解しにくいんですけど。ちょっと後で予算委員会的时候も聞きますけど、問題はどれだけの分が国から来たのかというのを知りたかったんです。それが、今回の補正に反映されているということなのかというのを確認をしたかったんです。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。後ほど、委員会のほうで詳しい説明があるかと思えますけども、後で聞かれるということであれば、そのときでよろしいでしょうか。

いいですか、田川議員。後ほどで。

それでは、ほかに何か質疑ございますか。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第6。「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました議案第1号については、付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

次に、議案第2号については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に末若憲治議員、副委員長は井上正宏議員となっていましたが、本日欠席のため、副委

員長、宮崎広子議員となります。

ただ今から、委員会審査のため、本会議を暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時06分)

(再開 午後1時00分)

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議案第1号「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

宮崎文教厚生常任委員会副委員長。

(文教厚生常任委員会副委員長 宮崎広子君 登壇)

**◎4番（宮崎広子君）**

議案第1号「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

本議案は、戸籍法の一部を改正する法律が、令和6年3月1日に施行されることに伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付及び戸籍電子証明書提供用識別符合の発行に関する事務が開始されます。つきましては、これらの事務に関わる手数料額を定める必要があるため、所要の規定を整備するものであります。

審査の中で、識別符合とはどのようなものかという質疑があり、戸籍や除籍を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードで、有効期限は3か月となっている。紛失したときは再発行できず、再請求が必要となるという答弁でした。また、セキュリティの安全性については、行政機関内でのみ使うものであり、法務省で厳格に管理されているため、安全性はとても高いということです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会副委員長 宮崎広子君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。



(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第2号「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第2号「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員による審査でございますので、要点のみ御報告いたします。

今回の補正予算は、令和5年11月に創設された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金において、交付限度額が示されたことに伴い、本交付金を活用して実施する、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付及び低所得者の子育て世帯への加算給付に関する事業費などが計上されております。今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4,358万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を225億4,973万円とするものです。歳入といたしましては、国庫支出金を1億4,358万7,000円、寄附金を2億円増額するものです。一方、歳出の主なものといたしましては、ふるさと納税事業費を5,000万円、ふるさとづくり基金積立金を1億5,000万円、価格高騰緊急支援給付金給付事業費で、住民税均等割のみ課税世帯へ給付金10万円を支給するもの、及び低所得者の子育て世帯へ児童一人当たり給付金5万円を

加算支給するもの、合わせて1億4,080万6,000円増額するものです。

議員間討議では、国の予算措置はあるが、推奨メニューを国が示すのは地方分権と程遠いものがあるのではないかと、また、その影響により個人の税負担も増す。支援内容はしっかりと精査すべきである旨の意見。物価高騰による影響を受ける施設に対する支援はもっと拡充すべきである、国に対してももっと支援を増やすよう要望するとともに、町独自の支援も拡充すべきだという意見。また、今後とも住民ニーズを把握し、支援をしっかりと的確に行っていくべき旨の意見がありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

### ◎議長（小池弘基君）

本議案につきましては、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

### ◎11番（福永善之君）

議案2号に反対です。反対の理由は、地方交付金の在り方に異論があるからです。今回の補正予算は、政府から推奨事業分として八つのメニューが提示され、そのメニューの中から各地方自治体が予算付けしていく事業を選択する流れのようです。政府のやり方は、金は出す。しかし、口も出す。という中央集権的な手法であり、地方の裁量権が制限されています。地方分権と言うなら、金は出すが口は出せない、とならなければなりません。メニューには八つの分類があり、大きく二つ。生活者支援か事業者支援があるようです。粕屋町は、事業者支援への予算配分を選択し、二つの事業者である障がい福祉サービス事業者と介護サービス事業者への予算として補正を組んでおります。予算特別委員会での質疑では、粕屋町に対し、双方の事業者から支援の要請はなかったとのことであるにもかかわらず、予算を付けていくという考えに私は賛同できません。

今年度も確定申告が始まります。昨年1年間の所得から必要経費等の所得控除を行い、その残った金額に対し、所得税であったり、粕屋町民においては住民税である福岡県民税や粕屋町民税が発生します。約30年間も賃金が停滞し物価が上昇するという経済の悪循環の中で、行政側は、住民の税負担を軽減するという考えが必要ではないでしょうか。必然性もないのに政府から予算が付くから予算を使い切るという考えを改めるべきでしょう。予算を使い切るという考えから、余った費用は、住民から取り過ぎた税金は住民にお返しする、税率を下げるという発想が必要では

ないでしょうか。

以上の観点から、この議案2号に反対です。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

令和6年第1回臨時議会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一

言御挨拶申し上げます。

本日、提案いたしました物価高騰緊急支援給付事業を中心とした補正予算など、全ての議案に御賛同いただき、議決をいただきましたことに対して、心から感謝を申し上げます。

開会の挨拶の中で述べましたが、新年の幕開けが能登半島地震など、大災害の発生により、不安の中でのスタートとなりましたが、明るい出来事もございました。つい先日、皆さん御存じの大谷グローブが、遠くアメリカから当町に送られてきました。大谷選手の子どもたちに向けた「野球しようぜ」の熱いメッセージとともに、各小学校に3個ずつ、右利き2個、そして左利き1個の子ども用グローブが届き、各小学校に配ったところでもあります。子どもたちがこのグローブに触れ、スポーツを通じて、それぞれの将来の夢に向かって羽ばたいていくことを希望したいと思います。

この冬は比較的暖かい日が続いておりますけれども、これからが本格的に寒い時期になると思います。インフルエンザや新型コロナなどの感染にどうか御注意いただき、御自愛をされますよう心からお願いし、閉会に当たっての私のお礼の挨拶いたします。

どうもありがとうございました。

**◎議長（小池弘基君）**

これもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和6年第1回粕屋町議会臨時会を閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

よって、令和6年第1回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午後1時13分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 久 我 純 治

署名議員 山 脇 秀 隆